

広島県国民健康保険運営協議会に関する取り決め

(趣旨)

第一条 この取り決めは、広島県国民健康保険運営協議会条例（平成三十年広島県条例第三号）第四条の規定に基づき、広島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第二条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

(会議及び議事)

第三条 協議会の会議（以下「会議」という。）について、会長が知事から諮問があったとき又は必要と認めたときは、これを招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第四条 この取り決めに定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この取り決めは、平成三十年十月十七日から施行する。

(経過措置)

2 この取り決めの施行後最初の協議会は、第三条第一項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(準備行為)

3 この取り決めに施行するために必要な準備行為は、この取り決めの施行の日前においても行うことができる。